

事後調査の結果

調査項目（騒音・振動）

1 調査事項

(1) 予測した事項

- ア 工事用車両の走行に伴う騒音
- イ 工事用車両の走行に伴う振動

(2) 予測条件の状況

工事用車両の台数及び断面交通量（時間帯別、車種別、方向別）

(3) 環境保全のための措置の実施状況

2 調査地域

調査地域は、図 1(p 2 参照)に示す計画地及びその周辺とした。

3 調査手法

(1) 調査期間

ア 予測した事項

工事用車両の走行に伴う騒音レベル（ L_{Aeq} ）及び振動レベル（ L_{10} ）が最も多くなる時点（工事開始後 31 か月目）における代表的な 1 日とした。

- ・騒音レベル（ L_{Aeq} ）
平成 31 年 1 月 28 日（月）6:00～22:00
- ・振動レベル（ L_{10} ）
平成 31 年 1 月 28 日（月）7:00～19:00

イ 予測条件の状況

「ア 予測した事項」と同様とした。

ウ 環境保全のための措置の実施状況

工事の施行中の随時とした。

(2) 調査地点

ア 予測した事項

(ア) 工事用車両の走行に伴う騒音及び振動

工事用車両の走行に伴う騒音・振動レベルの調査地点を図 11 示す。

(イ) 工事用車両の台数及び断面交通量

工事用車両の台数及び断面交通量の調査地点を図 11 に示す。

イ 予測条件の状況

図 11 に示す 7 地点とする。

ウ 環境保全のための措置の実施状況

計画地内及びその周辺とした。

(3) 調査方法

ア 予測した事項（騒音・振動）

道路交通騒音レベルの測定は、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）に定める測定方法とした。

道路交通振動レベルの測定は、「日常生活等に適用する規制基準について」（平成 12 年 12 月 22 日東京都条例第 215 号）で定める方法とした。

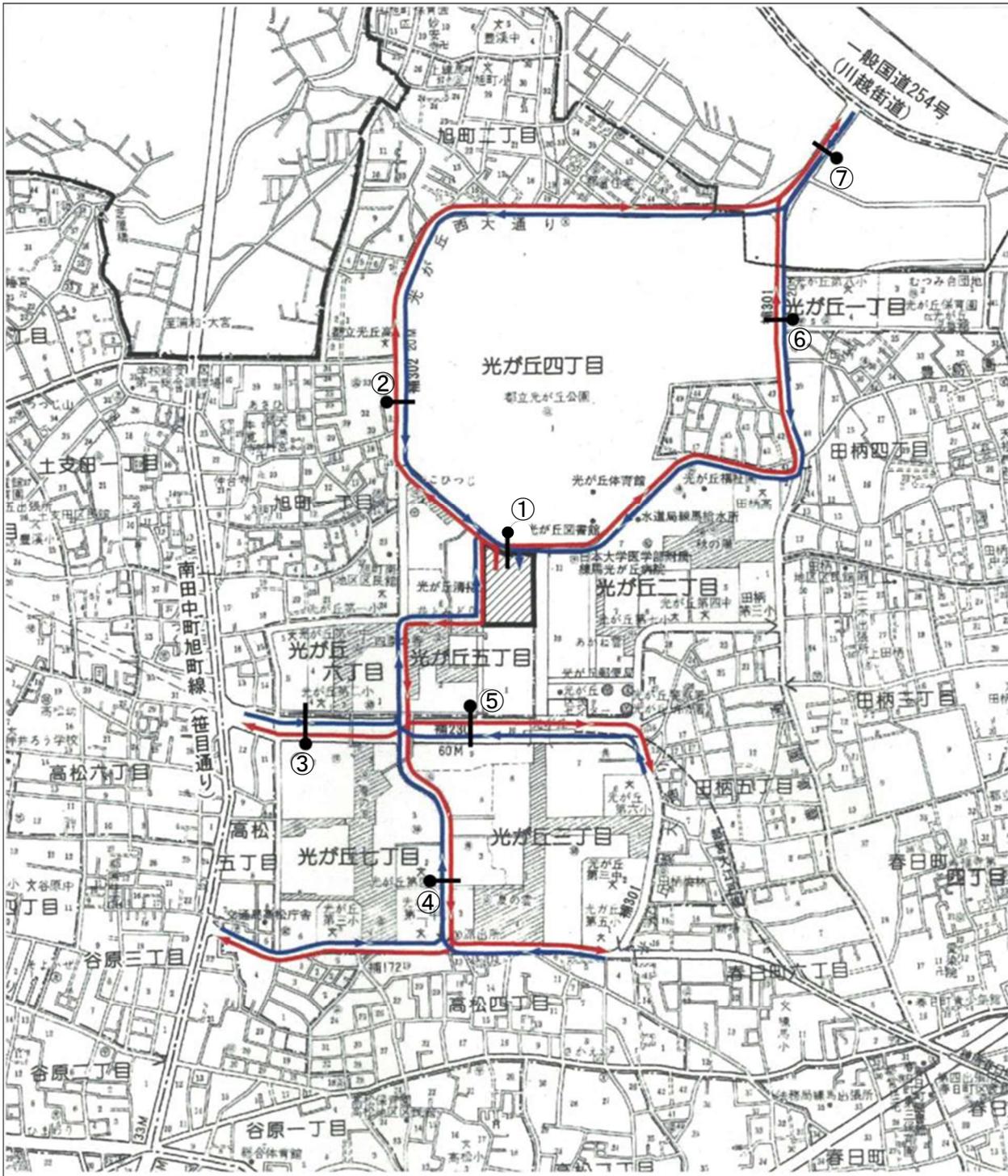
騒音の測定高さは地上 1.2m とし、振動の測定面は、地表面とした。

イ 予測条件の状況

目視による計数の連続調査及び関連資料の整理による方法とした。

ウ 環境保全のための措置の実施状況

現地調査及び関連資料の整理による方法とした。



凡例

-  計画地
-  都県界
-  区界

-  : 工事用車両 入車方向
-  : 工事用車両 出車方向

┃ : 調査地点

- ① 光が丘清掃工場前
- ② 旭町第二保育園前
- ③ 光が丘パークタウン大通り南前
- ④ 光が丘春の風小学校前
- ⑤ 光が丘第八保育園前
- ⑥ 光が丘第二保育園前
- ⑦ 赤塚新町三丁目



1 : 15,000



注) 本図は、「練馬区白地図 1/15,000 (平成 21 年作成)」を用いて作成した。

図 11 工事用車両の走行に伴う騒音・振動レベル及び交通量調査地点

4 調査結果

4.1 事後調査の結果の内容

(1) 予測した事項

ア 工事用車両の走行に伴う騒音

工事用車両の走行に伴う騒音レベル (L_{Aeq}) の調査結果を表 26 に示す。
各地点の騒音レベル (L_{Aeq}) は、59～64dB までの範囲内であった。

表 26 工事用車両の走行に伴う騒音レベルの調査結果 (L_{Aeq})
(平成 31 年 1 月 28 日)

(単位：dB)

時間	等価騒音レベル (L_{Aeq})						
	①光が丘 清掃工場前	②旭町第二 保育園前	③光が丘 パークタウン 大通り南前	④光が丘 春の風 小学校前	⑤光が丘 第八 保育園前	⑥光が丘 第二 保育園前	⑦赤塚新町 三丁目
6:00 ~ 7:00	64	62	58	63	62	63	61
7:00 ~ 8:00	66	63	60	63	63	64	61
8:00 ~ 9:00	66	64	60	63	62	63	61
9:00 ~ 10:00	65	62	59	63	62	63	60
10:00 ~ 11:00	66	63	59	63	61	63	60
11:00 ~ 12:00	65	63	59	63	60	63	59
12:00 ~ 13:00	64	61	59	63	60	62	58
13:00 ~ 14:00	64	62	58	62	59	63	59
14:00 ~ 15:00	63	62	58	62	60	62	59
15:00 ~ 16:00	64	62	58	62	59	62	59
16:00 ~ 17:00	65	62	59	62	61	62	59
17:00 ~ 18:00	64	62	59	62	60	63	59
* 18:00 ~ 19:00	63	61	58	62	61	62	58
* 19:00 ~ 20:00	63	61	58	62	59	62	58
* 20:00 ~ 21:00	62	62	58	61	59	61	57
* 21:00 ~ 22:00	60	60	57	59	58	60	56
基準時間帯平均値	64	62	59	62	60	62	59
環境基準	60	60	70	60	70	60	70

注1) 網掛けは、騒音レベルの最大値を示す。

注2) *は、工事用車両が運行していない時間帯を示す。

注3) L_{Aeq} : 等価騒音レベル

注4) 環境基準は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（昼間）とし、地点③、⑤、⑦については、幹線交通を担う道路に近接する空間として、特例の基準値を記載した。

イ 工事用車両の走行に伴う振動

工事用車両の走行に伴う振動レベル（L₁₀）の調査結果を表 27 に示す。

昼間の時間区分における振動レベルの最大値は 42～54dB までの範囲内であり、夜間の時間区分における振動レベルの最大値は 39～46dB であった。

表 27 工事用車両の走行に伴う振動レベルの調査結果（L₁₀）
（平成 31 年 1 月 28 日）

（単位：dB）

時間	振動レベル（L ₁₀ ）						
	①光が丘 清掃工場前	②旭町第二 保育園前	③光が丘 パークタウン 大通り南前	④光が丘 春の風 小学校前	⑤光が丘 第八 保育園前	⑥光が丘 第二 保育園前	⑦赤塚新町 三丁目
7:00 ～ 8:00	46	45	40	42	46	43	39
8:00 ～ 9:00	49	46	42	40	46	44	43
9:00 ～ 10:00	48	47	41	44	45	43	44
10:00 ～ 11:00	47	45	38	42	44	47	45
11:00 ～ 12:00	44	46	38	43	43	45	44
12:00 ～ 13:00	39	45	37	44	42	41	42
13:00 ～ 14:00	41	49	37	46	45	46	43
14:00 ～ 15:00	54	47	38	42	44	41	43
15:00 ～ 16:00	40	45	37	43	44	44	47
16:00 ～ 17:00	40	42	40	42	45	43	49
17:00 ～ 18:00	43	44	38	43	46	40	43
*18:00 ～ 19:00	41	46	37	44	44	41	43
昼間	54	49	42	46	46	47	49
夜間	46	45	40	42	46	43	39
規制基準	昼間	60	55	60	55	55	60
	夜間	55	50	55	50	50	55

注1) 網掛けは、振動レベルの最大値を示す。

注2) 振動測定を実施した時刻は、表中に示す時間帯中の原則として毎正時 10 分間である。

注3) 時間区分：第一種区域における昼間（8 時～19 時）及び夜間（19 時～8 時）を示す。

注4) 地点②, ④, ⑤及び⑥の規制基準については、学校、保育所から 50m 区域内の地点であるため、「東京都環境確保条例」の規定により 5 dB を減じた。

注5) *：車両の通行しない時間帯を示す。

(2) 予測条件の状況

騒音の昼間の時間区分における交通量調査結果を表 28 に示す。また、各調査地点を図 11 に示す。

一般車両（工事用車両を含む）は、最も交通量が多かった地点は⑤光が丘第八保育園前で一般車両の大型車が 1,123 台、小型車が 11,874 台、工事用車両は大型車及び小型車共に 0 台であった。

また、工事用車両の台数は、最も多い地点①光が丘清掃工場前で大型車が 109 台、小型車が 35 台（全車両の約 3%）であった。

表 28 交通量調査結果
(平成 31 年 1 月 28 日(月)6:00~22:00)

単位：台

測定地点	断面合計				合計 (a)+(b)=(c)	混入率 (b)/(c)
	一般車両(a)		工事用車両(b)			
	大型車	小型車	大型車	小型車		
①光が丘清掃工場前	401	5,013	109	35	5,558	2.6%
②旭町第二保育園前	860	7,159	7	12	8,038	0.2%
③光が丘パークタウン 大通り南前	1,018	10,499	96	22	11,635	1.0%
④光が丘春の風 小学校前	542	4,915	0	0	5,457	0.0%
⑤光が丘第八保育園前	1,123	11,874	0	0	12,997	0.0%
⑥光が丘第二保育園前	572	5,976	101	12	6,661	1.7%
⑦赤塚新町三丁目	559	6,172	107	12	6,850	1.7%

注 1) 大型車：普通貨物車（トラック、大型特殊）、バス

注 2) 小型車：乗用車、小型貨物車

注 3) 交通量は断面交通量である。

(3) 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表 29 に示す。

なお、平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月末までの間に、騒音に関する苦情が 10 件あった（表 30 参照）。

また、振動に関する苦情はなかった。

表 29(1) 環境保全のための措置の実施状況（建設機械の稼働に伴う騒音・振動）

評価書に記載した環境保全のための措置	実施した環境保全のための措置
計画地の敷地境界に仮囲い（高さ約 3 m、計画地の東側においては、ふれあいの径から高さ約 3 m）を設置する。	計画地の敷地境界には高さ 3 m の仮囲いを設置し、騒音軽減に努めた。 (写真 3, p36 参照)
工事には、可能な限り低騒音型・低振動型の建設機械及び工法を採用する。	工事には、低騒音型の建設機械の使用に努めた。 (写真 1、2, p36 参照)
建設機械は点検及び整備を行い、良好な状態で使用し、騒音・振動の発生を極力少なくするよう努める。	建設機械は点検及び整備を行い、常に良好な状態で使用した。
建設機械類の配置については一箇所で集中稼働することのないように、事前に作業計画を十分に検討する。	建設機械の配置については、一箇所で集中稼働させないよう工区を分けて作業を行った。
作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十分に計画する。また、早朝、夜間作業及び日曜、祝日の作業は原則として行わない。	月間及び週間工程表を作成するとともに、作業毎の詳細工程打合せを実施し、作業時間延長や予定外作業を抑止することで、最小限の早朝・夜間及び日曜・祝日の作業に務めた。
計画地周辺の学校や病院等への影響を配慮し、適切な防音対策を講じる。	敷地外周には仮囲い（高さ 3 m）を設置し、遮音対策を実施した。 (写真 3, p36 参照)

表 29(2) 環境保全のための措置の実施状況（工事用車両の走行に伴う騒音・振動）

評価書に記載した環境保全のための措置	実施した環境保全のための措置
工事用車両の走行に当たっては、規制速度を厳守する。	朝礼、夕礼及び安全衛生協議会などで、一般道路走行時における交通安全に対する指導・教育の徹底を図った。
作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十分に計画する。特に、工事用車両の搬入については、特定の時間に集中しないよう計画する。また、早朝、夜間作業及び日曜、祝日の作業は原則として行わない。	月間及び週間工程表を作成するとともに、作業毎の詳細工程打合せを実施し、作業時間延長、予定外作業を抑止した。 なお、大型重機の搬入作業など、特殊な車両となる場合以外、早朝・夜間及び日曜・祝日の作業は行わなかった。
資材の搬入、建設発生土の搬出に際しては、車両の走行ルートの特定制限、安全走行等により、騒音低減に努める。また、早朝、夜間及び日曜、祝日の搬出入は原則として行わない。	資材の搬入及び建設発生土の搬出業者等に対し、朝会等において、搬入車両の走行ルートの限定と安全走行の指示を徹底し、騒音対策に努めた。 また、早朝・夜間及び日曜・祝日の搬出入は行わなかった。 (写真 10, p37 参照)
工事用車両の走行に際しては、路上駐車や不要な空ぶかしの防止、アイドリング・ストップを徹底する。	工事用車両の走行にあたっては、路上駐車や空ぶかしの防止、アイドリングストップを徹底するよう、工事業者へ指導した。 (写真 9, p37 参照)

表 30 騒音に関する苦情一覧

番号	趣旨	対応
1	練馬区より住民から工事の作業による騒音がある旨の連絡を受けた。	請負業者へ練馬区からの苦情内容を伝え、騒音の抑制及び作業時間厳守を指示した。
2	18時以降は騒音を発生させないようにしてほしい。	事前にホームページでお知らせしていたが、途中で工事を中止できない作業であったため、今後音の出る作業は、原則18時まで作業を終えるよう指示した。
3	17時以降ブレーカ工事をしないでほしい。	ブレーカ使用時間の制限及びホームページでの作業内容の周知を徹底した。
4	18時頃までブレーカの音がしているので17時頃までに工事を終わらせてほしい。	ブレーカによる作業は17時までとするよう指示した。
5	17時までにブレーカが終わることの確認があった。	17時までに作業を終了した。
6	自治会ポストに工事騒音に対する投書があった。	騒音の抑制及び作業時間厳守を指示した。
7	練馬区より住民から工事の作業による騒音がある旨の連絡を受けた。	請負業者へ練馬区からの苦情内容を伝え、騒音の抑制及び作業時間厳守を指示した。
8	早朝5時頃にガタガタと大きな音が聞こえ、驚いて起きてしまった。	作業時間外の搬出入の荷卸し等にあたり、細心の注意を払い作業をし、騒音の抑制を図るよう指示した。
9	ラジオ体操の音とマイクの音量を下げてほしい。	音量を下げるよう指示した。
10	重機の早朝搬入音がうるさい。	早朝搬入時の騒音に配慮するよう指示した。

4.2 評価書の予測結果と事後調査の結果との比較検討

(1) 工事用車両の走行に伴う騒音

工事用車両の走行に伴う騒音レベルの予測結果と事後調査結果との比較を表 31 に示す。

騒音レベル (L_{Aeq}) は 59dB~64dB であり、全地点において、予測結果と同程度であった。地点①光が丘清掃工場、地点②旭町第二保育園前、地点④光が丘春の風小学校前、地点⑥光が丘第二保育園前では、環境基準 (60dB) を上回っていた。その他の地点では、環境基準 (70dB) を下回った。

なお、上回った地点については、予測時の現地調査においても環境基準を上回っていた。

表 31 騒音レベルの予測結果と事後調査の比較 (L_{Aeq} 値)

(昼間 道路端値)

単位：dB

時間	等価騒音レベル (L_{Aeq})		予測結果との差	環境基準
	予測結果	事後調査結果		
①光が丘清掃工場前	64	64	0	60
②旭町第二保育園前	62	62	0	60
③光が丘パークタウン大通り南前	58	59	1	70
④光が丘春の風小学校前	64	62	-2	60
⑤光が丘第八保育園前	61	60	-1	70
⑥光が丘第二保育園前	63	62	-1	60
⑦赤塚新町三丁目	60	59	-1	70

注) 予測結果は、環境影響評価書 (p. 339) から引用した。

(2) 工事用車両の走行に伴う振動

工事用車両の走行に伴う振動レベルの予測結果と事後調査結果との比較を表 32 に示す。

昼間の時間区分の振動レベル (L_{10}) は 42～54dB であり、夜間の時間区分の振動レベル (L_{10}) は 39～46dB であった。

昼間の時間区分では、地点①光が丘清掃工場前、地点②旭町第二保育園前及び地点⑦赤塚新町三丁目では、予測結果を 4dB 以上上回っていた。

上回った理由は、地点①においては、計画地内で煙突の解体工事を行っていたためと考えられる。また、地点②及び地点⑦においては、一般車両に対する工事用車両の混入率は地点②が 0.2%、地点⑦が 1.7%と低かったことから、工事の影響は小さいと推定される。

なお、全ての地点で日常生活等に適用する規制基準（昼間 55 又は 60、夜間 50 又は 55dB）を下回った。

表 32 振動レベルの予測結果と事後調査結果の比較 (L_{10} 値)

(昼間 道路端値)

単位：dB

時間	時間率振動レベル (L_{10})				予測結果との差		規制基準	
	予測結果		事後調査結果					
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
①光が丘清掃工場前	49	48	54	46	5	-2	60	55
②旭町第二保育園前	45	45	49	45	4	0	55	50
③光が丘パークタウン大通り南前	41	41	42	40	1	-1	60	55
④光が丘春の風小学校前	47	45	46	42	-1	-3	55	50
⑤光が丘第八保育園前	45	45	46	46	1	1	55	50
⑥光が丘第二保育園前	44	43	47	43	3	0	55	50
⑦赤塚新町三丁目	40	40	49	39	9	-1	60	55

注 1) 予測結果は、環境影響評価書 (p. 383) から引用した。

注 2) 振動レベルは、昼間及び夜間の時間区分における各時間帯の最大値を示す。